平成24年度第１回　静岡市医療関係者連絡協議会　協議概要

１　日　時　　平成24年９月４日（火）午後７時から８時15分まで

２　場　所　　城東保健福祉エリア　保健福祉複合棟　３階第１研修室

３　出席者　（委員）青山茂夫委員、松永元良委員、日野昌徳委員、小澤照雄委員、高尾和秀委員、
秋山欣三委員、保坂知彦委員、神原啓文委員、瀬戸嗣郎委員、島本光臣委員、
米川　甫委員、磯部　潔委員、玉内登志雄委員、島田孝夫委員
（欠席）石塚隆夫委員、中田　恒委員
（事務局）畑保健衛生部長、加治保健所長
村田参与兼保健衛生総務課長、前林生活衛生課長
藤田保健衛生総務課参事兼統括主幹、秋山保健衛生総務課参事兼統括主幹

４　議　題
（１）「静岡地域災害医療対策検討会」の設置について
（２）静岡圏域の保健医療計画について
（３）報告事項
ア　地域主権改革一括法への対応について
イ　新急病センターについて
ウ　清水区に開設予定の病院についての経過

５　会議内容
（１）「静岡地域災害医療対策検討会」の設置について
【説明事項】
・災害時における医療体制に関する問題点や課題などを洗い出し、対策の検討を行うほか、医療機関や医師会などの関係団体と行政との連携を図るために、新たに担当者レベルの検討会を設置したい。
・本年３月に厚生労働省医政局長より通知があり、災害時における医療体制の充実強化について、東日本大震災を踏まえて、災害拠点病院の要件の見直し、医療チームの派遣調整、情報共有などの重要性が求められている。
・本市としても、災害時に関係機関が相互に連携し、情報共有が円滑に図られるよう、日頃からの連絡体制が重要であると考えており、静岡地域災害医療対策検討会を設置させていただきたい。

【意見及び要望等】
・実務的な協議会は大事だと思う。一方で、行政の対応、特に経験があるか、情報を持っているかが大事になると思う。
・災害時の医療情報システムであるEMISは、どういう整備状況か。

・EMIS は、日頃から登録をしておくことが大事になる。
・静岡市内で起きた災害では、病院から直接連絡を取るのは静岡市となるのでしょうか。
・救護病院と災害拠点病院について、そこの場所が受ける被害予想をしているのか。機能しない病院も出てくると思う。
・静岡市内の病院で、津波が来るまで１時間か２時間ということではなく、どこまでが浸水する可能性があるかという情報をいただきたい。
・被害想定は、なるべく早く情報を我々に流していただきたい。何処に備蓄をしたらよいのか、なるべく安全な場所に備蓄するなど、いろいろな対策ができると思う。
◎「静岡地域災害医療対策検討会」の設置については了承された。

（２）静岡圏域の保健医療計画について

【説明事項】

・医療計画については、静岡県が保健医療計画として策定しており、直近では平成 21 年度に全面改定が行われた。現在の計画は 22 年度から 26 年度までの計画期間となっている。
・本年３月に厚生労働省より医療計画の見直し指針が示され、静岡県でも一部見直しを行うこととなった。
・今回は、２次医療圏の設定の考え方や基準病床数については見直しを行わない。
・静岡圏域は１市１医療圏となっていることから、静岡圏域の部分については、本市が修正案を作成する。修正については、現行の静岡圏域計画についてデータの時点修正をしたい。
・国の指針で追加となりました精神疾患（うつ、認知症）について追加掲載するほか、現在掲載している「がん」「脳卒中」などの内容について修正を行う。
・保健所で、医療機能連携調査を行い、その結果も反映したい。
・その他、静岡圏域内での取り組みについて追加したい。
・今後、修正素案の検討を行い、11 月初旬に連絡協議会を臨時的に開催し協議をお願いしたい。静岡圏域部分について 11 月中旬には県に提出したい。

【意見及び要望等】

・医療連携機能調査は具体的にどのような調査なのか。
・医療連携とは、急性期から亜急性期、慢性期、あるいはリハビリ期に移っていく、その切れ目のないシステムを構築することではないでしょうか。
・医師会でも脳卒中ネットワークシステムを構築し、急性期病院とリハビリ病院と開業医と一つのネットワークにして、パスを使っております。
・我々はよく知っているので見えますが、市民に見えないといけません。施設があることも大事ですが、その間の連携がどうなっているかということを見せる必要があると思います。
・医師会でも２年ほど市民フォーラムを開き、医療連携について紹介しています。
・現実には、病院によって多少温度差があったり、施設によって温度差があったりするので、一生懸命色々な会議をやったりしていますが、行政が全部把握するというのは大変だと思います。
・横の連携と縦の連携と両方あると思います。市民にとって、どこへ連絡したらいいのか、自分がこ

この施設へ入ったとしたら次にどこへ行ったらいいのか、ある程度見える化すると市民にとっては安心だと思います。

◎静岡圏域の保健医療計画の修正の方法等について了承された。

（3）報告事項

ア　地域主権改革一括法への対応について

・地域主権改革に係る一括法のうち、医療法関係について、市の対応としては、前回の協議会において、現行の国の基準どおりの条例とすることで了承をいただいた。

・今後のスケジュールは、パブリックコメントを実施し、平成25年２月議会に条例案を提出、議決を受けて公布して、平成25年４月１日施行という予定になっている。

・医療法の条項により、県が条例を作るか、市が条例を作るかという調整が必要な部分がある。最終的な方針が示された場合には改めて報告することとする。

イ　新急病センターについて

・新急病センターについて、建設工事は、順調に進んでおり、本年10月中旬には竣工の予定となっている。平成25年４月１日の開設を予定している。

・急病センターが年度末に移転するにあたり、３月31日を休診させていただきたい。

・休診への対応として、当日の２次救急当番病院において、午後７時から午後10時までの３時間、患者さんの受入れをお願いしたい。現在の城東町の急病センターの場所に来院してしまう患者に対応するため、できるだけ城東町の近隣の病院ということで、市立静岡病院、県立総合病院、静岡赤十字病院の３病院に、内科、小児科、外科のいずれか一つの対応をお願いしたい。

・清水区については、在宅当番の最終日となりますので、小児科も含めて在宅当番での対応をお願いしたい。

ウ　清水区に開設予定の病院についての経過

・平成23年度第１回の本協議会において承認いただき、療養病床144床を配分した（仮称）清水中央病院について、医療スタッフがなかなか集まらない状況にあり、計画が大幅に遅れて、現在までのところ病院の開設許可申請の手続きがされていない。開設許可申請の見通しがない場合には、今後は、指針に基づいて配分病床の返納についても指導していく予定である。

・（仮称）片瀬記念リハビリテーション病院について、建設工事も終盤となっており、12月の業務開始を目指しているという状況である。現在、看護師の確保が十分できていないため、業務開始時のフル稼働は難しい状況にある。また、精神病床の配分を返納し、療養病床の配分を受けたいとの意向を受けている。